

久喜市環境監査委員会運営規則

平成24年10月1日

規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市環境基本条例（平成24年久喜市条例第29号）第27条第6項の規定により久喜市環境監査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によってこれを定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見、要望等)

第4条 市民は、環境の保全及び創造に関する意見、要望書（様式第1号）を委員会に提出することができる。

- 2 委員会は、前項による意見、要望書を受理し、調査するか否かを決定したときは、環境の保全及び創造に関する調査通知書（様式第2号）により、提出者に速やかに通知しなければならない。

3 委員会は、第1項の意見、要望等に基づき、調査を実施した場合は、その結果を環境の保全及び創造に関する調査実施報告書（様式第3号）により、提出者に速やかに報告しなければならない。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

様式第1号(第4条第1項関係)

環境の保全及び創造に関する意見、要望書	
年 月 日	
久喜市環境監査委員会委員長 あて	
(提出者)	住所
	氏名
	電話
(法人その他の団体にあつては、事務所又は事務所の所在、名称及び代表者の氏名)	
久喜市環境監査委員会運営規則第4条第1項の規定により、次のとおり意見、要望等を提出します。	
意見・要望等の内容	
※備考	※受理日

(注) ※印の欄には、記入しないでください。

様式第2号(第4条第2項関係)

<p>環境の保全及び創造に関する調査通知書</p> <p>第 年 月 日 号</p> <p>様</p> <p>久喜市環境監査委員会委員長 印</p> <p>年 月 日付で受理した意見、要望等については、久喜市環境 監査委員会運営規則第4条第2項の規定により、</p>	
<p>調査する 調査しない</p>	
<p>こととしたので通知し ます。</p>	
意見・要望 等の概要	
調査の概要	
調査できな い理由	
備考	

様式第3号(第4条第3項関係)

<p>環境の保全及び創造に関する調査実施報告書</p> <p>第 年 月 日 号</p> <p>様</p> <p>久喜市環境監査委員会委員長 印</p> <p>年 月 日付けで受理した意見、要望等により実施した調査結果について、久喜市環境監査委員会運営規則第4条第3項の規定により、次のとおり報告します。</p>	
調査の概要	
調査結果	
備考	

様式第1号 (第4条第1項関係)

様式第2号 (第4条第2項関係)

様式第3号 (第4条第3項関係)